

令和3年第11回教育委員会会議録

(要点筆記)

開催日 令和3年7月29日(木)

開催場所 名寄市役所名寄庁舎 大会議室

教育長及び教育委員

教育長 小野浩一
委員 松田潤子
委員 高橋雅樹
委員 中枝範子
委員 梅野新

教育委員会事務局・その他機関の長等説明員

| | |
|--------------|-------|
| 教育部長 | 木村睦 |
| 学校教育課長 | 荒井昭典 |
| 参事(特命課題担当) | 土井涉 |
| 参事(指導主事) | 小野直久 |
| 生涯学習課長 | 佐々木憲一 |
| 生涯学習課主幹 | 白井薫 |
| 智恵文公民館長 | 山岸克利 |
| 参事(風連生涯学習担当) | 小笠原弘 |
| 名寄市児童センター館長 | 柴野武志 |
| 北国博物館長 | 吉田清人 |
| 図書館長 | 新田博之 |
| 天文台長 | 村上恭彦 |
| 学校給食センター所長 | 鷺見良子 |
| 学校教育課総務係長 | 石倉あゆ美 |

傍聴人 2名

開 会 午後1時30分

会議録署名委員の指名

梅野委員

別紙のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名委員とともに署名する。

教育長

署名委員

教育行政報告

教育長より教育行政について報告

- 1 第2回上川管内教育委員会教育長会議の開催日について
 - ・7月8日上川合同庁舎において開催
 - ・義務教育指導監所管事項として令和3年度学校経営指導訪問の実施状況について説明。
 - ・企画総務課所管事項として①児童生徒に対するわいせつ行為の防止について②上川管内小中学校教職員の事故発生状況について③服務規律の厳正な保持について④女性教職員の登用等に関する取組についてなど、7点について説明。
 - ・教育支援課所管事項として①新型コロナウイルス感染症対策について②いじめ問題への対応にかかる取組の徹底について③虐待事案への対応の徹底についてなど、6点について説明。
- 2 令和3年度第2回上川管内学校における働き方改革推進会議及び管内教育長部会について
 - ・7月8日上川合同庁舎において開催
 - ・令和3年度の働き方改革推進事業等について、学校における働き方改革を推進する校長のリーダーシップ力の向上について説明。
 - ・教育長部会では、役員補充や部活動の上川管内代表決定戦の観戦の在り方などについて協議。
- 3 第2回第6地区教科用図書採択教育委員会協議会について
 - ・7月8日上川合同庁舎において開催
 - ・令和4年度から使用する中学歴史教科用図書の採択替えを行うかどうかについて。
 - ・自由社の「新しい歴史教科書」が、検定審査不合格だった翌年度に再申請を行い、合格した。そのため、現在使用している教育出版を採択替えするかどうかについて協議を行った。結果、これまで通り教育出版を採択し、採択替えはしないことと決定した。
- 4 7月の校長会議、教頭会議について
 - ・7月16日に名寄庁舎大会議室にて開催
 - ・教職員の服務規律の厳正な保持に関わり、長期休業中の勤務管理、体罰の防止、飲酒運転などの交通違反・事故の防止、児童生徒に対するわいせつ行為の防止などについて指導の徹底を依頼した。
 - ・夏季休業期間中の児童生徒の生徒指導・安全指導の徹底など万全な対応を依頼した。
 - ・教職員の年次有給休暇の有効な行使について。学校閉庁日の円滑な実施。
 - ・令和3年度名寄市小中高いじめ防止サミットは、7月20日に名寄中学校において開催予定。コロナ禍におけるいじめや差別偏見への対応、全国的にいじめだけでなく様々な悩みで自らの命を絶つ生徒が増加している。命を大切にする指導の徹底をお願いした。
 - ・性的マイノリティの児童生徒に対する指導について。全国的な課題になっている。道教委で出している教職員向けの資料を活用するなどした、心情などに配慮した適切な対応を指導した。
 - ・第3次名寄市教育改善プロジェクト委員会の対応について。本年度は第3次2年目。新年度の推進テーマのもと、新たな組織・各研究グループにおいて積極的な対応をお願いした。
 - ・全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力調査への対応について。
 - ・新型コロナウイルス感染症対策について。感染力の強い、変異株の流行や全国的な感染拡大が懸念されているが、校長のリーダーシップのもと、感染症対策の徹底と教育活動の充実、児童生徒の心のケアに努めるとともに、家庭や地域と連携しながら学校運営に努めるよう指導した。
 - ・ヒグマの出没への対応について。全国的に例年にないほどクマの出没が確認されている。子どもの登下校時の安全対策を徹底するよう依頼した。

会務報告 教育部長から、前回の教育委員会議以降本日までの会務を報告

協議事項

議案第1号 名寄市立学校管理規則の一部改正について

〔指導主事〕学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定に基づき、智恵文小学校と智恵文中学校及び風連中央小学校と風連中学校において小中一貫教育を実施するために必要な事項を定めるため、規則の一部改正を行うものです。

〔教育長〕意見はないか。

————— 異議なく承認 —————

連絡事項等は省略

閉 会 午後2時25分